



遺産分割あれこれ

法テラス八雲法律事務所 弁護士 是永 克巳
(函館弁護士会所属)

■今回は、遺産分割についての豆知識を、いくつかご紹介いたします。

■遺言書がある場合でも、相続人全員の合意で、遺言書と異なる遺産分割をすることができません。当然のことですが、遺言書を、わざと隠したり廃棄したりしてはダメです。相続権が消滅してしまいますし、刑事罰が課されることもあります。

■遺産分割に限りませんが、債務の分割協議がまとまっても、債権者に対しては、その承諾がない限り、法定相続分と異なる分割を主張できません。例えば、「全財産及び債務をAさんが相続する」と遺産分割協議がまとまったとしても、債権者は、債務が法定相続分で分割されたものとして、請求することが可能です。

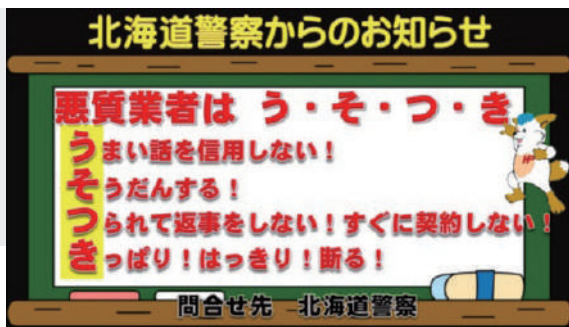
■遺産分割に限りませんが、法定相続分を超える相続分については、登記や登録など対抗要件を具備しないと、相続人等以外の者に主張できません。例えば、法定相続分を超えて不動産を相続した場合に、登記を怠っていると、他の相続人の債権者に差し押さえられたときに、法定相続分を超える相続分を主張できなくなってしまうのです。

■令和5年4月から、遺産分割をしないまま相続開始後10年が経過したときは、公平な分割よりも迅速な分割を優先させる趣旨の法改正が施行されました。裁判所は、相続開始後10年経過の申立に対しては、遺言書や法定相続分に従って遺産分割の判断をすることになりました。その場合、被相続人の財産の維持・増加への貢献分の考慮や、生前贈与・遺贈などの考慮がされなくなります。

■さて、当事務所でも、遺産分割を含めた各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所」(☎050-33383-8366)「まで相談予約のお電話をお寄せください。

八雲警察署からお知らせ

悪質商法の被害にあわないためのポイント
「悪質業者はう・そ・つ・き!」
を理解して、
被害を未然に防ぎましょう!



自転車の安全利用の促進!

北海道警察では、自転車の交通ルール遵守に関する動画をHPに掲載しています。ぜひご覧ください!

YouTube北海道警察公式チャンネル
「再確認! 自転車の交通ルール」



【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110